

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照表

○ 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）（抄）	．．．．．	1
○ 市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）（抄）	．．．．．	5

改正後	改正前
<p>第十二条の二十 地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入</p> <p>二 繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金</p> <p>2] 前項の規定は、地方自治法第二百四十三条の二の七第二項第一号の総務省令で定めるものについて準用する。</p> <p>第十二条の二十一 地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する総務省令で定める方法は、歳入等の納付に関する書類であつて次に掲げる符号が記載されているもの又は次に掲げる符号を用いて納付する方法とする。</p> <p>一 次号に掲げる符号を電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信するための符号</p> <p>二 個々の納付を識別するために普通地方公共団体が割り当てる符号</p> <p>2] 前項の規定により歳入等の納付を行うおとする者のうち、歳入等の納付の手續に利用することができると出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して歳入等の納付の手續を行うおとするものは、次に掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならぬ。</p> <p>一 氏名、住所又は居所</p> <p>二 歳入等の納付の手續に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別及び口座番号</p> <p>三 その他参考となるべき事項</p> <p>第十二条の二十二 地方自治法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二十四条の四十一（同条第一号を除く。）、第二十四条の四十二（同条第一項第一号を除く。）、及び第二十四条の四十四から第二十四条の五十四までの規定は、地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十七條の六第三項及び第七百四十七條の七から第七百四十七條の十二までの規定を準用する場合並びに地方自治法施行令第七十三條の四第二項において地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七條の五から第五十七條の五の三までの規定を準用する場合ついて準用する。この場合において、これらの規定中「地方団体の徴収金」とあるのは「歳入等」と、「納付又は納入」とあるのは「納付」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第十二条の二十 地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入</p> <p>二 繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

第二十四条の四十一第二号	第二十四条の四十三第一項第二号	納付し、又は納入する地方団体の徴収金	地方自治法施行規則第十二条の二十一项第一項
	納付する歳入等		
第二十四条の四十二第一項	政令第五十七条の五第二項	特定徴収金	特定歳入等（地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定歳入等をいう。以下同じ。）
	特定徴収金		
第二十四条の四十二第一項第二号	特定徴収金	特定歳入等	
	納付若しくは納入	納付	
第二十四条の四十二第一項第三号	特定徴収金	特定歳入等	
	納付若しくは納入	納付	
第二十四条の四十二第一項第四号	特定徴収金の税目（税目を識別するための符号その他の事項を含む。）及び金額	特定歳入等の金額	
第二十四条の四十二第一項第五号	前条第一号又は第二号	前条第二号	
第二十四条の四十二第二項	政令第五十七条の五第二項	地方自治法施行令第七十三条の四第二項において読み替えて準用する地方税法施行令第五十七条の五第二項	
	特定徴収金	特定歳入等	
第二十四条の四十二第三項	特定徴収金	特定歳入等	

第二十四条の四十五	政令第五十七条の五の二第三項	地方自治法施行令第七十三条の四第二項において読み替えて準用する地方税法施行令第五十七条の五の二第三項
第二十四条の四十六第一号	納付若しくは納入 記載すべきこととされている事項 又は記載されている事項 当該徴収金	納付 記載されている事項 当該歳入等
第二十四条の四十八第一項	法第七百四十七条の七 特定徴収金 納付し、又は納入しよう	地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において読み替えて準用する地方税法第七百四十七条の七 特定歳入等 納付しよう
第二十四条の四十八第二項	特定徴収金	特定歳入等
第二十四条の五十一第一号及び第二号ロ	特定徴収金 納付し、又は納入しよう	特定歳入等 納付しよう

第十二条の二の二十三 「略」

(基準給与年額の算定方法)

第十三条の二 地方自治法施行令第七十三条の五第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において

第十二条の二の二十一 「同上」

(基準給与年額の算定方法)

第十三条の二 地方自治法施行令第七十三条の四第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において

同じ。)は、次に掲げる額の合計額とする。

一 地方自治法第二百四十三条の二の八第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日(以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。)を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は同法第二百四条第一項の規定に基づく給料(以下この号において「報酬又は給料」という。)の額に十二を乗じて得た額(普通地方公共団体の長等(地方自治法第二百四十三条の二の八第一項)に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の任期が十二月に満たない場合にあつては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額)

〔二・三 略〕

〔2・3 略〕

4 地方自治法施行令第七十三条の五第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算定される額(「地方警務官の基準給与年額」という。第五項において同じ。)は、次に掲げる額の合計額とする。

〔一〇三 略〕

〔5・6 略〕

第二十二條の六 地方税法施行規則第七條の二第二項の規定は、法第二百八十二條第二項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村(特別区を含む。)の従業者数について準用する。

同じ。)は、次に掲げる額の合計額とする。

一 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日(以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。)を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は同法第二百四条第一項の規定に基づく給料(以下この号において「報酬又は給料」という。)の額に十二を乗じて得た額(普通地方公共団体の長等(地方自治法第二百四十三条の二の七第一項)に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の任期が十二月に満たない場合にあつては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額)

〔二・三 同上〕

〔2・3 同上〕

4 地方自治法施行令第七十三条の四第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算定される額(「地方警務官の基準給与年額」という。第五項において同じ。)は、次に掲げる額の合計額とする。

〔一〇三 同上〕

〔5・6 同上〕

第二十二條の六 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第七條の二第二項の規定は、法第二百八十二條第二項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村(特別区を含む。)の従業者数について準用する。

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

		改正後	改正前
		<p>（合併特例区に係る収納の委託に適さない歳入等）</p> <p>第十四条の十一 地方自治法施行規則第十二条の二十第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同令第十二条の二十第一項第一号中「他の普通地方公共団体」とあるのは、「普通地方公共団体」と読み替えるものとする。</p> <p>〔合併特例区〕と読み替えるものとする。</p> <p>2] 地方自治法施行規則第十二条の二十第二項の規定は、法第四十七条において準用する百四十三条の二の七第二項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同令第十二条の二十第二項第一号中「他の普通地方公共団体」とあるのは、「普通地方公共団体」と、同項第二号中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。</p> <p>〔合併特例区に係る特定歳入等の納付方法〕</p> <p>第十四条の十二 地方自治法施行規則第十二条の二十一の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する総務省令で定める方法について準用する。この場合において、同令第十二条の二十一中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。</p> <p>〔合併特例区〕と読み替えるものとする。</p> <p>〔合併特例区に係る特定歳入等の納付に関する事項等〕</p> <p>第十四条の十三 地方自治法施行規則第十二条の二十二の規定は、法第四十七条において地方自治法第二百四十三条の二の七第四項及び令第五十条第一項の規定を準用する場合について準用する。</p> <p>（合併特例区に係る基準給与年額の算定方法）</p> <p>第二十六条 地方自治法施行規則第十三条の二第一項から第三項までの規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第七十三条の五第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方自治法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（合併特例区に係る収納の委託に適さない歳入等）</p> <p>第十四条の十一 地方自治法施行規則第十二条の二十の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同令第十二条の二十中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（合併特例区に係る基準給与年額の算定方法）</p> <p>第二十六条 地方自治法施行規則第十三条の二第一項から第三項までの規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第七十三条の四第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方自治法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
第十三条の二第一項	〔略〕	〔略〕	〔同上〕
第十三条の二第一項第一号	〔略〕	〔略〕	〔同上〕
普通地方公共団体の長等	〔地方自	合併特例区の長等	〔地方
普通地方公共団体の長等	〔市町村の合併	合併特例区の長等	〔市町村の合併

[略]	第十三条の二第一項第二号及び第三号		
[略]	[略]	[略]	治法第二百四十三条の二の八第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。
[略]	[略]	[略]	の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の八第一項に規定する合併特例区の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。
[同上]	第十三条の二第一項第二号及び第三号		
[同上]	[同上]	[同上]	自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。
[同上]	[同上]	[同上]	の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する合併特例区の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。

## 附 則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の日から施行する。